大学へ団交申し入れ
雇用期限は撤廃せよ

大学「説明の場を設けたい」

北海道大学教職員組合（北大職組）は、二〇〇八年末より非正規職員の雇用期限撤廃（三年期限付き問題）、非正規から正規職員への登用制度の新設、契約職員の六月期手当改善を求める署名運動を行いました。また、非正規職員の置かれている現状を把握するため、派遣・請負職員を含む非正規職員の「労働・生活実態調査」を実施しました。

北大職組では従来から非正規職員問題に取り組んできましたが、昨今の緊迫した情勢と、学内からの声を背景に、当面の重点課題として取り組んでいるところです。既に執行委員会は、北大当局へ団体交渉の申し入れを行いましたが、大学は「大学の見解を説明する場を設けたい」と回答。現在、大学からの返答を待っている状態です。

非正規職員問題の解決には、非正規職員自身の訴えと、非正規職員を雇用している正規職員からの声の双方が力となります。現状の打開のため、引き続き署名とアンケートを集めています。皆さんの周囲で、まだ署名、アンケートにご記入いただけていない方が居られましたら、ぜひご協力をお願いします。

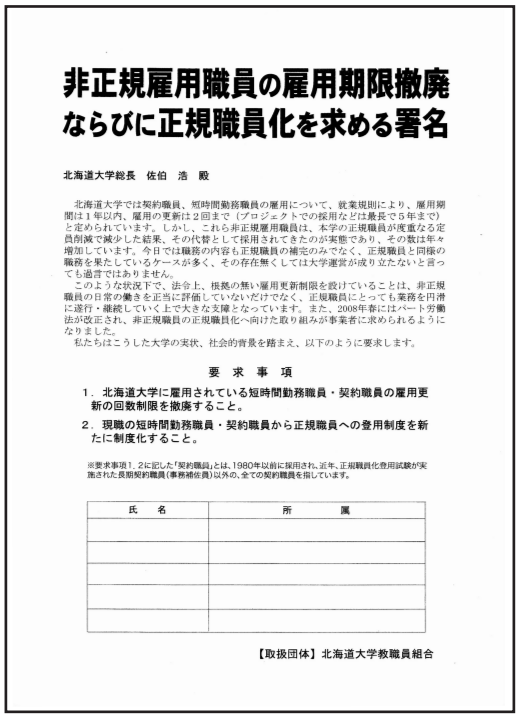

非正規雇用職員の雇用期限撤廃ならびに正規職員化を求める署名

北海道大学総長　佐伯　浩　殿

北海道大学では契約職員、短時間勤務職員の雇用について、就業規則により、雇用期間は１年以内、雇用の更新は２回まで（プロジェクトでの採用などは最長で５年まで）と定められています。しかし、これら非正規雇用職員は、本学の正規職員が度重なる定員削減で減少した結果、その代替として採用されてきたのが実態であり、その数は年々増加しています。今日では職務の内容も正規職員の補完のみでなく、正規職員と同様の職務を果たしているケースが多く、その存在無くしては大学運営が成り立たないと言っても過言ではありません。

このような状況下で、法令上、根拠の無い雇用更新制限を設けていることは、非正規職員の日常の働きを正当に評価していないだけでなく、正規職員にとっても業務を円滑に遂行・継続していく上で大きな支障となっています。また、2008年春にはパート労働法が改正され、非正規職員の正規職員化へ向けた取り組みが事業者に求められるようになりました。

私たちはこうした大学の実状、社会的背景を踏まえ、以下のように要求します。

要　求　事　項

1．北海道大学に雇用されている短時間勤務職員・契約職員の雇用更新の回数制限を撤廃すること。

2．現職の短時間勤務職員・契約職員から正規職員への登用制度を新たに制度化すること。

※要求事項1，2に記した「契約職員」とは、1980年以前に採用され、近年、正規職員化登用試験が実施された長期契約職員（事務補佐員）以外の、全ての契約職員を指しています。

氏　名	所　　属

【取扱団体】北海道大学教職員組合

組合が求めていた６月期手当の改善について
「前向きに検討中」事務局長発言

2008 年 10 月 29 日の団体交渉の中で林業技能補佐員に対する 6 月期の期末手当の支給率を改善する要求について、事務局長は「なんとか改善したいと検討している」と前向きととれる回答をしました。組合では 2008 年春の団体交渉でも同じ要求を出しています。10 月団交の席上で事務局長は、春〔昨春〕の団交から一歩も前進していない訳ではない、という姿勢を示したことから、契約職員全体に対する組合の要求が実現する可能性が出てきました。

北海道大学教職員組合
http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai
E-mail: kumiai@ma4.seikyou.ne.jp

あなたの加入が力になります。
教職員組合へ加入しましょう。